

回覧										

**緊急情報
号外**

発行日
H29.11.15

消費生活センターだより

身に覚えのないメール



業者に連絡、ちょっと待って!

携帯電話のショートメールに届いた内容の良くわからないメール…すぐに連絡するように書かれていたため、業者に連絡したら身に覚えのない請求を受けたという相談が増えています。

送信元は、だれでも耳にしたことがあるような大手業者を名乗ってメールを送ってくるため、特に疑いを持たず連絡してしまうケースがほとんどです。しかし、実際の手業者とは何の関係もない業者である可能性が高いため、連絡をする前に消費生活センターや警察に相談してください。

身に覚えのない業者には連絡しない!



業者は適当に数字を組み合わせ、無差別に送りつけています。メールが届いた時点では、だれの番号なのか、利用されている番号なのかは知られていません。こちらから連絡することで、初めて相手に個人情報知られてしまいますので、連絡せずに不安な場合は相談してください。

「これ、もしかして…」って思ったら、相談しよう!

久慈市消費生活センター (平日 9時~16時)

久慈市川崎町1-1 (久慈市役所1階東側)

☎0194-54-8004

※土・日・祝日の電話相談は

消費者ホットライン 188 へ



もし、連絡してしまったら

有料サイトの料金やコンテンツ利用料など、実体のよくわからない料金の未納があるなどという請求を受けます。

さらに、今日中に支払わない場合「法的手段」「裁判」「差押え」という話をし、冷静な判断ができない状態にして金銭を支払わせようとしています。

支払方法は、コンビニでギフト券を購入させ、ギフト券番号を伝えるように指示してくるものが大半ですが、振込等で支払うように指示してくる業者もあります。



※ハガキで届いたという相談も寄せられています。

不審に感じた時は、センターにすぐ相談してください！

※携帯電話のメール、パソコンメールにも届くことがあります。

メールアドレスが流出している可能性も考えられます。

アドレスを変更するなど、推測されにくいアドレスを使うようにしましょう。

◎携帯電話のメールやパソコンメールは、携帯電話業者やプロバイダ業者が迷惑メールフィルターサービス等の提供を行っている場合がありますので、利用することも有効です。

トラブルを解決するという 業者にも注意！！

インターネット上には、身に覚えのない請求を受けたなどというトラブルを解決するという業者もありますが、注意が必要です。



- インターネットサイト業者とトラブルになり、解決のためにインターネットで見つけた探偵事務所に依頼した。調査費を請求されたが何も解決にならなかった。
- ネットで『消費者センター』と検索して相談したら、「解決にお金がかかる」と言われ不審に思い電話を切ったが、個人情報を知ってしまった。

このような二次被害的なトラブルの相談もあります。トラブルが発生した場合は、一人で悩んだり解決しようとせず、消費生活センターや警察に相談しましょう。

消費生活センターの電話番号がわからない場合は、**消費者ホットライン188**に電話すると、最寄りの消費生活センター等につながります。